

高知大学大学院入学試験委員会規則

平成 20 年 3 月 26 日
規 則 第 73 号

最終改正 平成 31 年 3 月 27 日規則第 100 号

(趣旨)

第 1 条 高知大学（以下「本学」という。）に、国立大学法人高知大学組織規則第 53 条第 2 項に基づき、高知大学大学院入学試験委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第 2 条 委員会は、本学大学院の学生の募集及び入学試験に関する事項について審議決定する。

(組織)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 理事（教育担当）
- (2) 研究科長
- (3) 各専攻長
- (4) 土佐さきがけプログラム運営委員会委員長
- (5) 各専攻から選出された教員 各 1 人
- (6) 土佐さきがけプログラム運営委員会から選出された教員 1 人
- (7) 学務部長
- (8) 入試課長
- (9) その他委員会が必要と認めた者

2 前項第 5 号及び第 6 号の委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第 4 条 委員会に、委員長を置く。

2 委員長は、理事（教育担当）をもって充てる。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代行する。

(招集)

第 5 条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(議事)

第6条 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ議事を開くことができない。

- 2 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員会)

第7条 委員会は、専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会に関する事項は、別に定める。

(事務)

第8条 委員会の事務は、学務部入試課において処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 高知大学大学院教務委員会規則(平成16年規則第334号)は、廃止する。

附 則(平成22年3月31日規則第124号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月23日規則第118号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成28年12月14日規則第33号)

- 1 この規則は、平成28年12月14日から施行する。
- 2 この規則施行後最初に選出される第3条第1項第6号の委員の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、平成30年3月31日までとする。

附 則(平成30年3月28日規則第86号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月27日規則第100号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。